「共同研究プロジェクトに関する申し合せ」

2014年12月13日決定

2019年5月12日修正

　日本環境学会常任幹事会

１．共同研究プロジェクトの目的

会員個人だけの活動では取り組みが難しく、課題意識を共有する会員集団による総合的、学際的な協同活動として取り組むことが適切と考えられる課題について、その取り組みの推進に資することを目的とする。取り上げる課題および得ようとする成果などは、本学会の設立趣旨や会則第2条に述べられている趣旨に沿うものであること。

２．設置及び解散

①設置申請者

　当学会会員

②設置と解散の要領

　＊共同研究プロジェクトを始めたい会員は、以下の事項を記載した「共同研究プロジェクト設置申請書」を、当該年度の共同研究部長に提出する。

　　・共同研究プロジェクトの名称；「○○○」チーム（注）

　　　　（注）「○○○」は課題や活動内容にふさわしい表現にする。たとえば○○に関する研究チーム、△△に関する調査チーム、◇◇の出版企画チームなど

　　・設置の目的；取り組みたい課題及び得ようとする内容や成果について、具体的に記述する。

　　　　対象とする課題

　　　　研究目的

研究・活動計画；調査・研究、シンポジウム・勉強会・学習会の開催、出版など

・設置期間　　最大2年間　（設置期間は会計年度で数える）

　　・メンバー名簿、責任者及び副責任者、

　　・活動費助成の要不要、

　＊申請時期；設置をしたい前年の、12月末日を提出期限とする。

③設置の決定

共同研究部長は、申請のあったプロジェクト資料をまとめて常任幹事会に提出する。常任幹事会は資料に基づいて設置の決定の審議を行う。決定され次第、共同研究部長から申請者に通知する。

④共同研究プロジェクトについての会員への連絡

常任幹事会は、毎年、年度初めに会員へのinfoメールで、共同研究プロジェクトの設置申請ができることを会員に知らせる。

３．解散と成果報告

　2年間の設置期間が来たら、「共同研究プロジェクト成果報告書」を共同研究部長に提出して解散する。

　（注）引き続いてプロジェクトの課題に取り組んで活動を発展的させたい場合には、新たな共同研究プロジェクトとして設置申請を行う。

４．活動報告及び成果報告

①毎年度末には活動報告を提出する。

　＊従来の活動報告フォーマットにより、活動の概要を報告する。この活動報告書は当該年度の総会議案書に掲載され、総会で報告事項として報告される。

　＊提出期限　毎年の会計年度末（3月31日）

＊解散年度末の場合、成果報告の提出を以って、かつ報告に替えることができる。

②解散年度末には成果報告書を提出する。

　＊2年間の設置期限の年度末（2年間の設置期間より早くに解散する場合はその時点）には、「共同研究プロジェクト成果報告書」を提出して解散する。「共同研究プロジェクト成果報告書」は、総会議案に記載する。

　＊提出期限　解散期限に当る年度の5月末日

③共同研究プロジェクト活動の内容や成果の情報発信

＊上記①及び②は、設置及び解散に関する手続き上の報告書であるが、これらと別に、共同研究プロジェクトチームは、内容的な成果や活動について、当学会研究発表会での発表、学会誌「人間と環境」への投稿報告、あるいは一般対象のシンポジウム・学習会、出版など、可能な方法を使って、当学会内外に随時情報発信されるのが望ましい。

＊解散した場合は、その共同研究プロジェクトによって得られた成果について、学会誌に投稿してまとまった報告（（原著、研究ノート、特別報告等）をされるのが望ましい。

５．幹事会、総会への報告

　常任幹事会は、共同研究プロジェクト活動の状況について、幹事会、総会に報告する。

６．日本環境学会からの活動助成

①　活動費助成

＊学会予算における「部会費」の一部を適用して、活動費を助成する。助成金額の上限は、プロジェクトに対して１万円／年とする。

＊助成対象となる活動費目

　　会場費（会合、シンポ、学習会等開催のために借用する会場費）、資料作成費、交通費、消耗品、謝金

＊助成金に残金が出た場合は返金する

＊毎年、資料（レジュメ等）と一緒に使途明細書（領収証添付）を提出する

②　学会誌「人間と環境」に成果報告をする場合の紙面の提供

　共同研究プロジェクトの成果をまとめて報告される場合は、そのための紙面を提供する

【補足】経過措置

①この申し合わせは2015年度から適用する。

②2014年度は、従来と同様の扱いとする。ただし2014年度の活動費助成については、この「申し合せ」を適用して措置する。

③現在設置されているプロジェクトはすべて2014年度で終了し、解散することとし、2015年度の設置は、この共同研究プロジェクト申し合せに従って取り扱うこととする。